通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第1項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、ANAウイングス乗員組合から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日平成27年6月3日以降

2 場所

別表の都道府県におけるANAウイングス乗員組合の組合員が勤務するANAウイングス株式会社の全職場

3 要求事項 賃金引き上げ等

平成 27 年 6 月 2 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表

北 海 道

青 森 県

宮 城 県

秋 田 県

福島県

千 葉 県

東 京 都 新 潟 県 県 石 Ш 静 尚 県 愛 県 知 大 阪 府 兵 県 庫 鳥 取 県 島 根 県 Щ 県 П 県 香 Ш 愛 媛 県 高 県 知 福 県 尚 県 佐 賀 長 崎 県 熊 県 本 大 分 県 宮 崎 県 鹿 児 島 県 沖 縄 県